（表面密度限度）

第四条　規則第九条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号。以下「線量告示」という。）別表第一に定めるとおりとする。

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条　規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一　第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト

二　一年間につき五十ミリシーベルト

三　女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を原子炉設置者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三の三の三第一項に規定する旧原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四　妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2　規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一　眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

二　皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト

三　前項第四号に規定する女子の腹部表面については、同号に規定する期間につき二ミリシーベルト

（放射線業務従事者に係る濃度限度）

第六条　規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一　放射性物質の種類（線量告示別表第二に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、線量告示別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第四欄に掲げる濃度

二　放射性物質の種類が明らかで、かつ、空気中に二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三　放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、線量告示別表第二の第四欄に掲げる濃度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

四　放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が線量告示別表第二に掲げられていない場合にあっては、線量告示別表第三の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて第二欄に掲げる濃度

五　外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれがある場合にあっては、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による一年間の実効線量の五十ミリシーベルトに対する割合と空気中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

（周辺監視区域外等の濃度限度）

第八条　規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一　放射性物質の種類（線量告示別表第二に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、線量告示別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、空気中の濃度については第五欄、水中の濃度については第六欄に掲げる濃度

二　放射性物質の種類が明らかで、かつ、空気中又は水中にそれぞれ二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三　放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、線量告示別表第二の第五欄又は第六欄に掲げる空気中又は水中の濃度（それぞれ当該空気中又は水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、それぞれ最も低いもの

四　放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が線量告示別表第二に掲げられていない場合にあっては、線量告示別表第三の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて、空気中の濃度については第三欄、水中の濃度については第四欄に掲げる濃度

五　空気中及び水中に放射性物質がある場合において、それらをあわせて吸入摂取及び経口摂取するおそれがあるときは、その空気中又は水中における放射性物質の濃度のそれぞれ空気中又は水中のその放射性物質についての第一号、第三号又は前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

六　外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中又は水中の放射性物質を吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあっては、外部被ばくによる一年間の実効線量の一ミリシーベルトに対する割合と空気中又は水中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

2　前項の規定は、線量告示第三条第二項の規定に基づき原子力規制委員会が認めた場合には適用しない。

（外部放射線に係る線量等の算定）

第九条　第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。

2　実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一　外部被ばくによる実効線量は、一センチメートル線量当量とすること。

二　内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出したものとすること。

3　等価線量は、次のとおりとする。

一　皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二　眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三　第六条第一項第四号に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。

4　第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量は、別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。

5　第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。

6　第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。